

保護者 各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

まん延防止等重点措置期間中の保育施設等の利用に係る  
利用者負担額等の取扱いについて

平素より本市教育保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の影響により、過去最多の新規感染者を記録し、一部の羽曳野市内の保育施設等でも臨時休園となっている状況です。

これらを受けて、羽曳野市では、「まん延防止等重点措置」が適用される期間における保育施設等の利用に係る利用者負担額等について、家庭保育にご協力いただいた方には、日数に応じて日割りにて減額します。具体的には下記のとおりとなります。

記

1. 家庭保育に係る日割り計算を行う期間  
令和4年1月27日～2月20日
2. 利用者負担額等の日割り計算の対象者  
上記期間中に家庭保育にご協力いただいた方（土曜日含む）  
※ この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。
3. 利用者負担額等の計算方法  
【保育料】  
月額保育料 × 対象となる期間を除く開所日数 ÷ 25日 ※（10円未満切り捨て）  
【給食費】  
各施設にお尋ねください。
4. 利用者負担額料等の返還方法  
返還時期、返還方法につきましては、令和3年9月分（緊急事態宣言時）及び令和3年10月以降の臨時休園分も含めて今回の「まん延防止等重点措置」解除後にお知らせする予定です。

※この期間中以外の取扱いにつきましては、すでに通知させていただきました「令和3年4月22日付羽市こ第236号新型コロナウイルス感染症に伴い認可教育保育施設等が臨時休園等になった場合の利用者負担額等の取扱いについて」をご参照ください。

国及び大阪府の動向を踏まえながら、再度実施期間を延長する場合は改めてお知らせいたします。

【お問合せ先】  
羽曳野市市長公室こども未来室  
こども課 教育保育給付担当  
TEL 072-958-1111(内線1231, 1233, 1235, 1254)

